
平成23年度第2回石狩市市民参加制度調査審議会

日 時 平成23年12月19日（月） 午後6時30分～午後8時20分

場 所 市役所本庁舎5階 第1委員会室

出席者 傳法公麿会長、渡邊信善副会長、佐々木春代委員、柴田由美子委員、砂子タケ子委員、西野悦子委員、山本勝美委員、浅井秀樹委員、西陽子委員、三島照子委員、向井邦弘委員、幸田孝仁委員
(欠席：大森千鶴委員、松永大委員、丸山孝志委員)

【事務局】 企画経済部長 佐々木隆哉、協働推進・市民の声を聴く課長 林俊次
協働推進・市民の声を聴く課主査 岩本隆行、清水千晴
協働推進・市民の声を聴く課主任 門井理恵

傍聴者 0人

=====

【傳法会長】

皆さん大変お忙しい中、しかも今年もあと二週間をきるという慌ただしい中をお集まりいただきましてありがとうございます。6月10日に開催しました第1回審議会では、次回開催は9月ころとご案内しましたが、皆さんに事前にお許しをいただきましたように、地方分権に関連する国の動きがあるということで少し日程を延ばしまして本日開催の運びとなりました。本日の出欠ですが、あらかじめ大森委員、松永委員、丸山委員より欠席のお返事をいただいています。なお浅井委員は1時間ほどで中座されるということです。

それでは今日は、すでにお送りしています会議次第によりまして2つの議事を用意しています。1つは「地域主権関連法の施行に伴う市民参加手続きの対応について」、もう1つは「第5次市民参加制度調査審議会の答申のポイントについて」です。今日は遅くとも20時30分には終了したいと思いますので円滑な審議の進行にご協力をお願いします。また、毎回お願いしていますが、議事録作成の為に録音をしていますので、ご意見やご質問があれば最初に手を挙げていただいて、私に指名されてから発言をいただきますようお願い申し上げます。それから今日の審議の経過によりましては、後ほど皆さんに私からお諮りすることがあるかもしれませんので円滑な審議にご協力いただけますようお願い申し上げます。

それでは、議事に従いましてまず、事務局から「地域主権関連法に伴う市民参加手続きの対応について」説明をお願いします。

【事務局（岩本主査）】

皆さん、こんばんは。まず、資料の発送が遅れてしまい申し訳ございませんでした。それから延期のお知らせで11月に審議会を開催するとお伝えしていたところですが、結果的に12月になってしまい、重ねてお詫び申し上げます。

それでは、資料1についてご説明します。

地域の自主性と自立性を高めるための法律、地域主権関連法が今年成立しました。この法律の目的は、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることができる社会を目指すことにあります。自民党政権時に推進していた地方分権改革が、現在の民主党政権で地域主権という言葉に変わり、中央集権体質からの脱却を図り、自治体の自主性を強化するための改革を地域の自主性及び自立性を高めるための改革と呼んでいます。地域の自主性を強化するため、資料にある第1次一括法と第2次一括法が今年度成立しました。

これらの法律では2本の柱が位置付けられています。一つは、義務付け・枠付けの見直しに伴う条例制定権の拡大、もうひとつが、基礎自治体への権限移譲です。義務付け・枠付けとは、国が地方に対して守るべき基準等を示し、地方自治体の裁量権を制限することです。義務付け・枠付けの見直しに伴う条例制定権の拡大とは、簡単に言うと、これまで国が定めていた施設の整備基準などを、地域の実情に合わせて独自の基準を条例で定めることが出来るようになることを言います。もう一つの基礎自治体への権限移譲とは、北海道が持っている事務権限が石狩市に移ってくることをいいます。主として事務手続的なものが移譲されます。

この義務付け・枠付けの見直しに伴う条例整備と、権限移譲については、対象となる法律がとても多く、今年度中に動き出さなくてはならないものがあつたため、石狩市としては企画課を中心に法制担当、職員担当、協働推進・市民の声を聴く課の合同で関係課に対しヒアリングを実施しました。当課がヒアリングで市民参加手続に関して確認したのは次の2点です。1点目は、条例で市が新たに定めることとなる基準が市民参加手続の対象となるかどうか。2点目は、今の条例では手続の対象にならないが、新たに手続の対象に加える必要がないのか。つまり市民参加手続条例を改正し、手続きの対象に新たに加える必要がないか。この2点について聞き取り、検討しました。

結果としましては、まず、1点目につきましては、市民参加手続に該当する案件が2件、これは介護保険施設の施設整備及び事業運営に関する基準が2件でした。次に、市民参加手続条例を改正し新たに手続の対象としなければならないような案件がないかどうかですが、これは該当するようなものはありませんでした。対象となる市民参加手続については、法律の経過措置が来年度末までありますので、来年度の実施を予定しています。

それと補足になりますが、先日、第1次、第2次に次ぐ第3次一括法の成立が来年行われることが発表されました。当課としては、今回と同じ視点で確認作業を行い、必要に応じて、この審議会で報告させていただく予定です。私からは以上です。

【傳法会長】

ただ今事務局よりご説明いただきましたが、皆さまよりご質問あるいはご意見はございますか。これは担当課にお任せするという事でもよろしいですか。それでは事務局よりお願いします。動きがありましたらまたお聞きしたいと思います。

それでは、「第5次市民参加制度調査審議会の答申のポイントについて」事務局からお願いします。

【事務局（岩本主査）】

それでは、資料2についてご説明します。

1 市民参加手続の実施運用状況の評価について。(1)平成21年度、平成22年度の実施状況について。審議会を開催する際の公表事務にいくつか漏れはありましたが、概ね適正に実施されていました。第4次審議会の答申の中で、市民参加手続が行われた個別の案件に関して、手続方法の選択や市の検討結果などについて適正に実施されているか議論することが好ましいと提言がありました。これを受け、すべてのパブリックコメントの検討結果についてと、個別事例について議論いただきました。個別事例については、石狩市教育プラン・子ども読書活動推進計画の策定について取り上げご議論いただきましたが、問題となるような点は見られませんでした。

(2)市民周知の方法について。あい・ボードについては、過去の審議会ですら議論されています。今年度は、広報10月号への掲載やタウンミーティングでの配布などを行っていましたが、有効活用を図るため、今後も継続した認知度向上策が必要です。

2 市民参加手続に関する改善方策について。(1)市民参加制度調査審議会のあり方について。この審議会では、これまで市民参加手続の執行状況の評価や改善方策について議論し答申を行ってきました。その結果、市民参加手続に関する遺漏などは大幅に減少するなど一定の役割を果たしてきました。制度に関する大きな改善点も出尽くされてきていることから、第5次の審議会では、市民参加制度調査審議会そのもののあり方について見つめ直すため、審議会の役割や委員の構成等について検討を行いました。①審議会の役割。これは、この審議会の存廃についてご議論をいただいたとき、存続すべきとの結論が出たことから、今後の役割についてまとめたものです。先程も説明しましたとおり、今後は、大きな改善点が出てくることは考えにくいことから、これまでのような制度のけん引役としての役割よりも、制度が適正に運用されているかを見張る監視役としての役割が重要になってくると思われます。②委員数及び構成員について。15名を維持すべきか減らすべきか委員の中でも意見が分かれていましたが、条例では15名以内という数字を定めているので、条例改正は必要ないとの結論でした。それと、石狩市には様々な団体があるので、市民参加制度に幅広い意見を反映させていくためにも、団体推薦枠については様々な団体を考慮すべきというご意見がありました。

(2)審議会等の報酬等について。平成22年度第3回で浅井委員から報酬等について発言がありました。これは、障害福祉計画作成委員会と当審議会の場合、両者の議論のレベルはそう変わらないのに、報酬額が異なるのはなぜかというものでした。この時は、事務局から市の内規で定めている審議会的なものについては、取り扱いが統一されていないため、条例で定めている審議会とは違う扱いになっているかもしれないとご説明しましたが、会長とも相談し一度整理すべき内容ではないかということで、答申のポイントに追加いたしました。私からは、以上です。

【傳法会長】

ありがとうございます。ここに書きました答申のポイントは、この審議会も2年経ちまして、今年のはひとつの答申を出すべき時期にありますので、前回までの議事録等を精査した上でこれまでポイントとして上がってきたものを整理しています。何かご意見、ご質問がございますか。

【三島委員】

2番の「市民参加手続に関する改善方策について」の①と②に関して、この場で改めて議論するこ

ともあり得るのでしょうか。

【傳法会長】

あり得ると思います。何かご意見ございますか？

【三島委員】

2(1)①「審議会の役割について」ですが、制度の運用が軌道に乗ってきていることから、良好な運用状況を維持していく為の監視役の役割が重要になってくるとなっていますよね。監視役が重要になってくるのであれば、メンバー15人全員が参加して監視役になる必要はないのではないかと。もう少し人数を減らしてもっと専門的な調査審議会にして欲しいという希望があります。

【傳法会長】

それは2(1)②の「委員数及び構成員について」ですね。

【三島委員】

監視役とすれば、当審議会は普通の都市計画審議会や環境審議会などのように計画を練っていく場ではないと思います。環境審議会のごみ処理基本計画など具体的なものを検討していくと思うのですが、当審議会はマニュアルがあって、それに沿って監視をしていくのであれば15人はいらぬのではないかとという理由です。

【傳法会長】

はい、ありがとうございます。前回も同様の話題がありました。構成については次回もう少し検討するという事で深く議論しませんでした。人数については条例改正をせずに、15人定員の中で運用したら良いのではないかとという内容でした。副会長さんいかがですか。

【渡邊副会長】

三島委員のお話が理解できない訳ではないのですが、この審議会はどの市町村にもあるわけではなく石狩市特有のもので、多くの市民に制度を知っていただく意味でも、条例変更をして人数を減らすより、しばらくの間は規定運用で良いのではと個人的に思います。

【傳法会長】

ありがとうございます。他の委員の方々はいかがですか。前回もお一人ずつお話をいただきましたが、結論は出さないままでした。

もうひとつ、この審議会には男女別の数はそのいずれもが委員総数の4割を下回らないという規定もあるので、委員数を減らす場合、具体的にどこをどう減らすのか難しい面があると前回検討していました。

【渡邊副会長】

審議会ができて何年になりますか？

【傳法会長】

この審議会が第5次なので、今期で10年目が終わります。

【事務局(佐々木部長)】

市民の声を活かす条例ができる半年前ぐらいに既に審議会はスタートしていたのですが、いわゆる審

議会のスタートとなると10年です。

【渡邊副会長】

行政としては、この制度そのものが一般市民にどれくらい認知されているか分かりますか。

【傳法会長】

佐々木部長お願いします。

【事務局（佐々木部長）】

無差別のアンケートではないのですが、昔のアンケート結果では制度の名前を聞いた事がある方を含めると比較的人数がいた記憶があります。

委員数については、この条例の制定時にもどのくらいの人数にするか議論しましたが、市独自の制度であって、なおかつ正解がないのです。こうあるべき、というものに沿って運用するわけではなく、その時々の方々の市民の関心のあり方や、それに対して行政とのバランスを考えると、市の職員は入っていたほうが良いし、委員数も通常より多いほうが良いのではということで15名でスタートした経緯があります。先ほど三島委員が専門的な検討というお話をされましたが、この制度についての専門家は世の中に多分いないと思うのです。そういったことも含めてお考えいただければいいのかなと思います。

【傳法会長】

前回の時にも私、委員長として申し上げたのですが、この審議会は行政が必要と考えて作った審議会です。ですから私も委員がそれぞれ思いを語る事も大切ですが、しかし一方では市としての他の審議会や委員会との関連や位置付けを整理しておいてほしいと申し上げたつもりでした。そのことについて何かありますか？

【事務局（佐々木部長）】

すみません。もう一度お願いします。

【傳法会長】

結局、この審議会には市長の肝いりで、多くの市民の声をできるだけ多くの方から聞き取りたいという希望があっただけで、全国で初めての審議会というべきものですよね。そういった背景を踏まえ、公募委員は通常より多い5人以上である一方、市職員は少なめの2名以下、そして男女別の数はそのいずれもが委員総数の4割を下回らないという規定があると意外と簡単には委員数を減らせないのですよ。例えば総数7名ですと5名以上が公募委員で、職員は2名以内ですので0名でも良いかもしれませんが、意外と枠が作りにくいので、私は委員数を減らすのは難しいと思いました。

したがって、当委員会では意見を述べることはできますが、最後に決めるのは市役所であり、この審議会を10年間運用してきた市としては、今後どのように位置づけていくのかを市内全体で検討すべきだと思います。行政の立場を整理してほしいと委員長の立場でお願いします。

【事務局（佐々木部長）】

行政の立場としては、本格的な検討は当審議会の答申を踏まえてということになるのですが、今時点でのイメージとしては、制度の監視に重点が移っていくことについては十分理解が得られると思いますし、そうであることがむしろ正常な進化と受け止められるかと思っています。

【傳法会長】

はい。ありがとうございました。他の委員いかがですか。佐々木委員いかがですか。

【佐々木委員】

私も最初は委員数を減らした方がいいと思っていたのですが、一般公募や市職員、団体推薦枠などを考えるとなかなか難しいですね。それから欠席者もいるので非常に悩ましいですね。いずれにしても制度の監視が主体になることは、先ほど佐々木部長がおっしゃったとおり当然で、それで良いと思います。確かに、単純に監視役というだけなら人数は少なくてもいいのかと思いますが、そうすると条例を変えなくてはならないので悩ましいところではあります。

また答申については、こういう意見がありましたという答申であって、こうすべきということを審議会で決めるわけではなく、答申を受けて行政側で検討するのだと思います。

【三島委員】

市民の声を活かす条例は、基本的に市が決めることに対して、市民も審議会やパブリックコメントなどで意見を言って、市民の声を反映させるのが基本だと思うので、ある程度、制度が整ったら本当に行政がきちんと市民参加手続を行っているのかを監視すれば良いと思います。この審議会は一つ一つの手続に意見を言う場ではないので、人数は多くなくてもいいような気がします。だから、この審議会は何をするのかを、きちんととらえれば大体方向が決まってくると思うのですが。

【傳法会長】

おっしゃることは分かるのですが、条例を変えずに減員は難しいと思います。例えば9名に減らしたとしても5名一般公募が残ってしまうのです。

【三島委員】

そうであれば、条例を改定したほうが私は良いと提案したいのですが。

【砂子委員】

前回の議論では、例えば1人減らしても15人を超えなければ条例を変えなくても良いので、このままにしましょうという話だったと思うのですが。監視役であるならば、この枠のバランスの中で、男女比や関係団体、一般市民、学識経験者なども考慮して、色々な分野から見つめたほうが良いのではと思います。

【傳法会長】

今のご意見は、条例は変えないでということですね。

【砂子委員】

はい。現在の委員のバランスが悪いとは思っておりません。

【柴田委員】

私も条例は変えなくて良いと思います。15名もバランスよく、色々な立場の方を選んでいるので、私はこれで良いと思います。

【傳法会長】

メンバーのバランスですね。西委員はいかがですか？

【西委員】

私が委員構成で一番残念に思うのは、前回は意見が出ていましたけれど、市職員が2人入っているにも関わらず、出席が非常に少ないというところが希薄かなと思います。この場で協働推進・市民の声を聴く課の職員以外の意見も聞けたら、委員として嬉しいと思います。

それから『維持していくための監視役』という字句が少し正確性を欠くと言いますか、ただ監視というのはどうなのでしょう。私はこの審議会は、やはり意見を言う場だと認識しています。今まで良好に制度が推移してきたから今後も良好という保証は全く無いわけで、職員も市民も変わっていきますし、パブリックコメントなどを行っていても、抜け落ちることは人間の営みの中で当然出てくることですから、職員と審議会委員がお互い意見交換をして検証し、良い方向へと修正していく場だと思っています。

【傳法会長】

『監視役』という言葉が間違っていたら訂正してください。これは単純に傍から見ているということではなくて、答申をすることで、審議会の意見を具体的に市政に反映してもらうことを含んでいます。決してただ単に見るという浅いものではありません。

【佐々木部長】

監視という意味は会長がおっしゃったとおりです。実際に答申の中に書き込むときに、例えば監視をして必要な意見を述べるという表現にすることは可能だと思います。

それから、市職員の出席が少ないことについては、前回はご指摘いただいております、率直にお詫びを申し上げます。ただ本日も秘書広報課長が欠席していますが、別の公務のためです。事務局で各委員の日程調整をしていますが、全員がお揃いになる日程がなかなか取れないことをご了承いただきたいと思います。

【西委員】

『監視役』については、委員以外の方が読んでも分かるように、答申ではもう少し言葉を足したほうが良いかと思います。

【傳法会長】

分かりました。それから「委員数及び構成員について」の団体推薦枠について、できるだけ幅広い意見を制度に反映させる為、様々な団体から推薦を求めることが大切だと記載されていますが、これはこのとおりでよろしいですか。

それから審議会の報酬等についても、このままでよろしいですか。

では、委員数について意見が分かれたままですね。前回は参考のために皆さんに意見表示をしていただいたところ、このままで良いという意見が多かったですね。私は、先ほども申しましたが、行政でもぜひ検討してほしいと思っています。しかし、三島委員が言うように条例を変えとなると多分この時期では間に合わないのではないのでしょうか。

【三島委員】

会長がおっしゃっている行政で検討というのは具体的にどういうことですか。この2つのことに対し

てですか。

【傳法会長】

審議会というのは市にとって大きい存在ですから、この審議会を作ったときの重さと、現在における重さのバランスを行政は取る必要があるだろうと思うのです。ですから委員だけで増減を一気に決めないで、市でも是非検討していただきたいと思っています。

【佐々木部長】

委員数について、行政としての検討が最終的にどのように収束するか分かりませんが、私たちは審議会でのどのような議論がされたかを知っていますし、もっと減らしても良いのではというご意見を持ち帰り、それを踏まえて今後何人にすべきかを検討できると思います。

【三島委員】

行政が持ち帰って検討し、また行政から答えが出て、さらにまたここで話し合いになるのですか？

【傳法会長】

いえ、それはまた別になると思います。

第5次審議会もこのあと何度も検討できる回数があるわけではありませんので、私個人的には、人数を減らすために条例を変えることを決めるのは早いのではないかと思うのです。ですから、第5次審議会でも議論された経過をきちんと伝えた上で、第6次審議会でも継続審議していただくのが良いかと考えています。ただしその際には、行政としての意見もまとめていただけたら嬉しいと思います。

【佐々木部長】

会長がおっしゃっているイメージというのは、仮に継続審議になった場合、第5次ではこのような意見が出たので市役所としては例えば13人で良いと考えますがいかがでしょうかと、次の第6次審議会でご検討いただくという意味でしょうか。

【傳法会長】

先延ばしするようでも無責任かもしれませんが、市の立場も示していただいた上で、第6次審議会でも検討協議していただく、ということです。

【三島委員】

会長のお気持ちも良く分かるのですが、一応この審議会は今10人以上いますので、条例まで変えなくても15人以内にするのか、継続審議にするのか、みんなで決めたほうが良いのではと思うのですが。

【傳法会長】

私が皆さんにお諮りしたいのは、この人数については当審議会としての結論は出さないで継続審議をお願いするという答申を作れないかということです。

【西野委員】

確認したいのですが、人数を減らしたほうが良いという意見が出されていますが、なぜ人数を減らすのかという理由があまり皆さんの中で確定的になっていないと思います。例えばこの15人という人数が上手く生かされていないのであれば、生かせるような運営の方法を考えるべきだと思いますし、当然のように人数を減らすという結論にはならないと思うのです。継続審議にするにしても、なぜそのよう

な意見が出ているのかということをもう少し明らかにしておかないと、人数を減らしたほうが良いのかという質問にはすぐ結び付かないと思うのです。ですから、そのあたりをもう少し明確にした上で継続審議にしたほうが良いのではと私は思います。

【西委員】

会長がおっしゃっているのは、委員数を減らすことを継続審議とするのではなくて、委員数が適正かどうかということ継続審議してほしいということではないですか。

【傳法会長】

そうです。そういうことです。

【西野委員】

では私は、適正かどうかということに加えて、運用の仕方や15人という人数を生かせないのかということも審議の対象に入れていただきたいと思います。記憶違いなら申し訳ないのですが、何かの計画の中でこの審議会があるから市民の声を聴いているのだという、この委員会自体を利用しているような声を聞いたと記憶しているのですが、万が一そのようなことがあるなら、それこそ、きちんと理由も把握していないのにいきなり人数を減らすことに行き着くのはおかしいのではないと思うのです。上手く機能していない部分があるのであれば、上手く機能できるように意見を出して、その上で人数の検証でも良いのではないかと思います。

【傳法会長】

委員数について私は前回は、積極的に減らす理由はないだろうとお話させていただきました。ただ一方ではもっと少なくても良いという意見もありました。三島委員の条例を変えてでも委員数を減らすという意見や男女枠なども含めて、継続して検討していただけたらと思います。丸投げではないですが、そう簡単に第5次の答申だけでどちらかに決めてしまうのは早計だろうと思うのですが、どうでしょうか。他にご意見ございますか。

それから今回の第5次答申において、さらに検討したほうが良いというものは何かありますか。それではこれまで議論されたことを答申としてまとめてよろしいでしょうか。

【向井委員】

継続審議はちょっと難しいのではないかと思います。答申としては、人数を減らしたほうが良いという意見もあり、15人のままで良いという意見もあった、という程度で良いのではと思います。継続審議までは必要ないと思います。

【傳法会長】

それはどういうことでしょうか。人数については答申に書かないほうが良いということですか。

【向井委員】

ある委員からは人数を減らしたほうが良いという意見があり、ある委員からはそのままで良いという意見がありました、という答申で良いのではないのでしょうか。先ほど会長がおっしゃったように、我々が委員の数を決めるわけではないのですから、意見を踏まえて市が検討し、必要となれば条例改正もあるということで良いのではないのでしょうか。

【傳法会長】

今議論された内容をまとめ、第5次の答申としては検討することが望ましい、と表現すれば、第6次審議会で検討していただくことになるのではないのでしょうか。

【砂子委員】

つまり、減らすという意見だけを強く書かないで欲しいという意味かと思います。減らしたほうが良いという意見もあるし、そのままが良いという意見もあるので、両方をきちんと書いて欲しいということではないかと思うのですが、どうでしょうか。

【向井委員】

今議論のあった内容をそのまま答申として欲しいということです。

【傳法会長】

答申のポイントは『現在の15名という委員数については審議会の中でも維持すべきか減らすべきかの意見が分かれたが、条例上は15名以内という上限数が定められており、条例改正までは必要ないとの結論であった』ということです。だから我々は、検討した内容までは答申に書きますけれど、結果としてそこで終わってれば市としては審議していただく形にはなると思います。我々は第5次の答申を出しますが、さらにそれを受けていただくかは私たちが決めることではないのです。次の審議会でも検討していただくことになると思います。

【事務局（佐々木部長）】

会長がおっしゃっているのは、第4次審議会では、個別の案件に関して事例ごとに手続方法の選択や市の検討結果などについて深く掘り下げて議論することが好ましいという答申が出て、それを踏まえて第5次では石狩市教育プラン・子ども読書活動推進計画の策定についてご検討いただきました。そのようなバトンの引き継ぎみたいなことをイメージされているのですよね。

【傳法会長】

そういうことです。だから答申では、やっってくださいとは書けないと思います。

【事務局（佐々木部長）】

第5次の答申はこれで完結して、その答申を引き受けて検討するかどうかというのは第6次審議会に任せるとおっしゃっているのですよね。

【傳法会長】

そういうことです。

【佐々木部長】

そのような方法は、これまでもやっていますから問題無いと思います。

【傳法会長】

継続は大切なことですし、これまで検討した内容は残っていくのです。

では、答申案を配布しても良いのでしょうか。見ていただいて直していただけたらと思います。

【西野委員】

大変申し訳ありません。仕事の用がありまして退席させていただきます。答申案を見て、自分なりの意見をお話する機会があればお話ししたいのですが、今日答申が確定するわけではないのですよね。

【傳法会長】

できれば本日答申を出すつもりでいます。

【西野委員】

そうですか。

【浅井委員】

私も今日はここで失礼させていただきます。

【傳法会長】

西野委員、浅井委員ありがとうございました。～西野委員、浅井委員が退席～

今お配りしたのは、私と事務局でこれまで検討してきた内容を踏まえ作成した答申案です。岩本主査、読み上げて確認していただけますか。

【事務局（岩本主査）

～答申案読み上げ～

【傳法会長】

はい、ありがとうございました。私の継続審議という言い方は間違っていましたので、修正させてください。審議会のあり方について検討したところ、引き続き議論する事が望ましいと考えますというのが、第5次審議会としての現段階での考え方です。何か気になるところはありますか。

【西委員】

「1. 市民参加手続の実施運用状況の評価について」の「(2) の市民周知の方法について」の中で、「ホームページを見ることが出来ない環境にある方も」という表現ですが、これは環境という言葉を入れるのが妥当なのでしょうか。端的な言い方をするなら、「ホームページを見ることが出来ない方も」が一番シンプルでスマートではないのでしょうか。環境という言葉を入れるとちょっとぼやける気がしますので、別に見られないことは恥ずかしいことではありませんし、逆に見られない方のためにも手を尽くして周知するという事で議論していますから、環境という言葉を取ってもいいように思いますがどうでしょうか。

【傳法会長】

「環境にある」を削除するという事で、いかがでしょうか。

【西委員】

少し違和感を感じました。

【傳法会長】

はい。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

【山本委員】

2 ページ目の「②委員構成について（委員数について）」の中で、「委員会の中でも意見が分かれたが」は委員会ではなくて審議会です。

【傳法会長】

そうですね。審議会ですね。

皆さんのお許しをいただければ、今の指摘箇所を修正して、もう一度お配りして確認していただき、問題が無ければ本日私がサインをして市にお渡ししたいと思いますが、いかがでしょうか。継続審議という言葉は使っていませんし、次の委員会に委ねて検討されるのが必要だと思います。ほかに何かお気づきの点はありませんか。

【事務局（佐々木部長）】

西委員がおっしゃっていた、単純な監視役というよりは、監視役として必要な意見を述べるというニュアンスを出したほうが良いというご意見ですが、それはよろしいですか。もし直すとするなら、「①役割について」中、「監視役として必要な意見を述べる役割が重要になってくる」という書き方ができるのではないかと思うのですが。

【西委員】

はい。発言をしまして、できれば加えていただいたほうが、単に見守る役割とは思われないと思います。

【傳法会長】

すみません。佐々木部長、もう一回述べていただけますか。

【事務局（佐々木部長）】

監視役として必要な意見を述べる役割。

【傳法会長】

「役割」に入りませんか。そこを含めている内容ですよ。

【事務局（佐々木部長）】

もともと、そういう意味は持たせていますが、そのことをよりはっきりさせるということですね。

【西委員】

皆さん意見を聞いていただいて大丈夫です。

【傳法会長】

皆さん、いかがですか。

【幸田委員】

「監視役としての」を削除して「良好な運用状況を維持していくための役割が」ではどうですか。

【傳法会長】

そうですね。「監視役としての」を削除すれば良いのです。いかがですか西委員。

【西委員】

結構です。端的で分かりやすいと思います。

【傳法会長】

ありがとうございます。では10分ほどお時間をいただいてご指摘箇所を修正したいと思います。

～10分休憩～

【傳法会長】

では、答申案の修正が終わりましたので再開します。

「1. 市民参加手続の実施運用状況の評価について」の「(2) の市民周知の方法について」の中で、「ホームページを見ることが出来ない環境にある方も」を「ホームページを見ることが出来ない方も」に修正しました。それから、「2. 市民参加手続に関する改善方策について」の「(1) ①役割について」の中で、「良好な運用状況を維持していくための役割が」に修正し、「(1) ② (委員数について)」のところは、「審議会の中でも意見が分かれてましたが」に修正しました。いかがでしょうか。

～異議なし、の声～

【傳法会長】

では、この内容で、市長に答申をします。

～傳法会長が答申書に署名し、市長の代理として佐々木部長に手交～

【傳法会長】

では、答申をお渡ししましたので、これで第5次市民参加制度調査審議会を終わります。皆様のご協力に感謝します。ありがとうございました。

平成24年1月16日 議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会

会長 傳法公磨